

## 高知大学医学部自己点検・評価委員会規則

平成16年4月1日  
規則第212号

最終改正 平成28年3月30日規則第155号

(趣旨)

第1条 高知大学医学部（以下「医学部」という。）に、教育研究水準の向上を図り、医学部の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価等を行う組織として、高知大学医学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 自己点検・評価の項目の設定、実施及び見直しに関すること。
- (2) 自己点検・評価の報告書の作成及び公表に関すること。
- (3) 外部の者による評価に関すること。
- (4) その他自己点検・評価に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 学系長
- (3) 病院長
- (4) 学術情報基盤図書館医学部分館長
- (5) 学科長
- (6) 医学部専任担当（医学科）の教授 6人
- (7) 医学部専任担当（看護学科）の教授 1人
- (8) その他委員長が必要と認める者

2 前項第6号から第8号までに掲げる委員は、学部教授会の議を経て、学部長が委嘱する。

3 第1項第6号から第8号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。  
(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会の設置)

第6条 委員会に、特定の事項を調査、検討するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、委員長が指名し、諮問された特定事項の調査、検討の報告をもって専門委員の任務を終了する。

(調査、検討の付託)

第7条 委員会は、必要に応じて各種委員会に自己点検・評価に関する事項の調査、検討を付託することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月12日規則第17号)

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第155号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。